



平成 21 年 5 月 15 日

記者発表資料

大阪経済記者クラブ会員各位

「地球温暖化対策の中期目標」に対する意見具申について

【お問合せ先】大阪商工会議所 経済産業部（米道・上田）
Tel：06-6944-6300

I. 概要

- 大阪商工会議所 環境推進委員会（委員長＝重藤毅直・日立造船顧問）は、4月14日に首相直轄の「地球温暖化問題に関する懇談会」の中期目標検討委員会（座長：福井俊彦・前日銀総裁）が公表した「地球温暖化対策の中期目標」に対して、本日、意見具申を行う。
- 2020年の温室効果ガス排出量についての削減目標を定めるこの「中期目標」は、政府が、本年6月までに決定するとしているもので、1990年比で4%増から25%減までの6つの選択肢（別添資料1 ご参照）を公表し、パブリックコメントを求めている。
- 本会議所がとりまとめた意見では、地球温暖化対策は、わが国も国際的な貢献という観点に十分立脚して中期目標を決定すべきだが、その決定は同時に、今後長期にわたり国民生活や企業活動、とりわけ中小企業の経営に大きな影響を及ぼす極めて重要な政策課題でもあることを指摘。それを踏まえ、「国際的な公平性の確保」と「環境と経済の両立」の2つの視点に十分留意し、中小企業をはじめ国民各層の理解と同意のもと決定されるべきとした。
- また、具体案としては、「限界削減費用」の指標を採用し、EU、米国等先進各国が提示している中期目標と「限界削減費用」が同等となる「選択肢①」を基本にすべきとした。

II. 中期目標検討の背景

1. 京都議定書と次期枠組みについて

- 地球温暖化問題については、現在、「京都議定書」において、各先進国の2008年～2012年の温室効果ガス排出量の総量目標が定められている。それに対応する削減目標（*）の達成に向け各国が取り組み中。
（*日本▲6%、米国（未批准）▲7%、EU▲8%、ロシア±0% 等）
- 京都議定書の後に続く2013年以降の国際枠組み（ポスト京都）は、本年末にコペンハーゲン（デンマーク）で開催される気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）での合意に向け、国際交渉が進展中。
- 日本は、新たな国際枠組みで主要排出国すべてが参加し、世界全体での排出削減につながる実効性のあるものにすべきとのスタンス。

【日本の主張】世界全体の排出量は「今後10～20年間にピークアウト（増加傾向が止まること）」、「2050年に少なくとも半減」、日本の長期的な排出量は「2050年までに60～80%削減」という目標を掲げている。



2. 中期目標の決定について

○ポスト京都の中でも、各先進国の温室効果ガス排出量の総量目標が依然として重要な要素となり、日本の中期目標の提示も必要となっている。

<主な先進国の温室効果ガス排出削減の中期目標>

	京都議定書の削減目標(2008-2012年)	中期目標(2020年)	長期目標(2050年)
EU	1990年比で(以下同じ) 8%減	1990年比で20%減 (先進国の相応の削減約束と経済的に発展した途上国の適切な貢献を条件に30%減も)	1990年比で 60~80%減
米国	7%減(離脱)	1990年水準に戻す	1990年比で80%減
日本	6%減	? (未定)	現状から60~80%減

※温暖化による大きな被害を避けるため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が先進国に求める削減は、2020年までに1990年比25~40%減。

3. 政府が中期目標に求める条件

- ①地球全体の温暖化対策に貢献するものであること。
- ②裏打ちのない宣言ではなく、技術面・コスト面から見て実行可能であること。

Ⅲ. 大商の意見のポイント (別添資料2ご参照)

1. 「国際的な公平性の確保」と「環境と経済の両立」の視点が重要

【国際的な公平性の確保】

- 京都議定書は、米国や中国などの主要排出国が削減義務を負わないなど、各国のCO2排出量と削減負担に公平性を欠き、地球温暖化防止の実効性にも課題がある。
- 公平な負担を担保する仕組みづくりが不可欠で、わが国だけが厳しい目標を掲げることは公平性の観点から賛同できない。
- 温室効果ガスを追加的に1トン削減するのに必要な「限界削減費用」という考え方が、過去の省エネ努力なども反映され、公平性の観点から望ましい。

【環境と経済の両立】

- 6つの選択肢はいずれも、国民や企業に新たな負担が発生。環境先進国としてのわが国の置かれた立場から思い切った目標設定が望ましいという意見もあるが、そうした目標設定は、生産拠点の海外移転、雇用の喪失、海外クレジットの購入による国富の流出、その財源として国民の税負担増加につながる可能性が高い。
- わが国の経済が失速しては今後の技術革新等も進まず、目標達成そのものが覚束なくなる。未曾有の経済不況の中、事業活動の縮小や資金繰りの悪化に苦しむ中小企業の経営に、更なるマイナス要因が及ぶような厳しい目標設定は何としても回避すべき。



2. 「選択肢①」を基本とすべき

- 「限界削減費用」の指標を採用し、EU、米国等先進各国が提示している中期目標と「限界削減費用」が同等という視点に立脚する「選択肢①」がふさわしい。

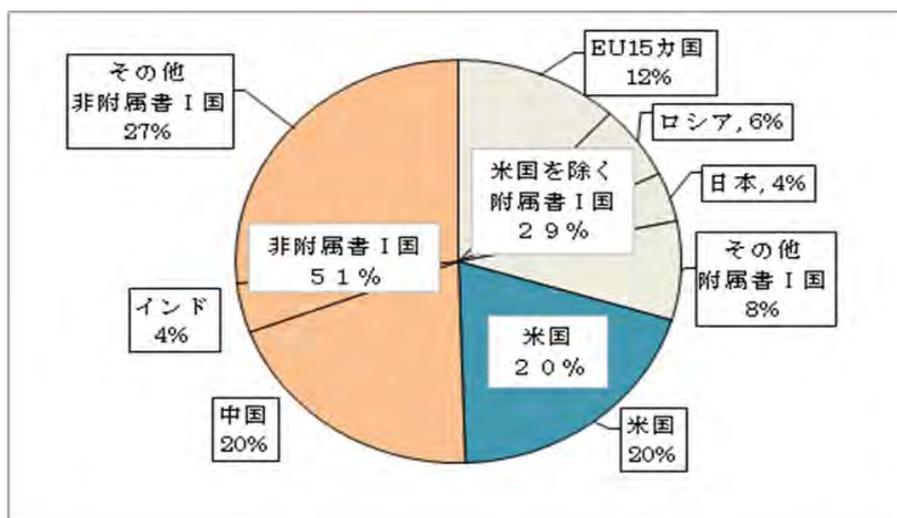
3. 国際交渉上の必要性から、公平性確保を前提に「選択肢②」の余地も

- 国際交渉の性格上、わが国が交渉のリード役を担う局面では、“公平性の確保”が十分に担保されることを条件として、「選択肢②」を打ち出す余地はある。

以上

【ご参考】

◆世界のCO2排出量（2006年）



*附属書I国＝京都議定書附属書に掲げられた排出削減に関する数量目標を有している国。先進国、旧ソ連・東欧等の移行経済諸国がこれに該当。

*非附属書I国＝いわゆる発展途上国であり、排出削減に関する数値目標を有していない国。

地球温暖化対策の中期目標の選択肢

資料 1

選択肢の名称	2020年時点の排出量の増減率 (%)		国際比較 (①②③⑤は同限界削減費用、④は同GDP当たり費用の増減率 (%))			必要な対策・政策の考え方	経済への影響 第1段：実質GDP 第2段：民間設備投資 第3段：失業者 第4段：世帯当たり可処分所得 第5段：家庭の光熱費支出
	先進国全体	EU	米国				
①「長期需給見通し」努力継続・米EU目標並み	05年比	-4	-6~-14	-9~-14	-7~-18	既存技術の延長線上で機器等の効率改善に努力し、耐用年数の時点でその機器に入替え	(③⑤⑥)に対する基準ケース
	90年比	+4	-9~-18	-14~-19	+6~-5		
(EU目標：90年比-20% (CDM等4%を除けば-16%)、米目標：05年比-14%)							
②先進国全体-25%・限界削減費用均等	05年比	-6~-12	-22~-23	-18~-23	-30~-33		
	90年比	+1~-5	-25	-23~-27	-19~-24		
③「長期需給見通し」最大導入改訂 (フロー対策強化)	05年比	-14	-23~-26	-21~-23	-33~-34	規制を一部行い、新機(入ロ)の機器等を最先端のものに入替え	2020年までの累積でGDPが 0.5~0.6% 押下げ
	90年比	-7	-25~-29	-26~-27	-23~-24		2020年で -1~+3兆円 (-0.8~+3.4%) 11~19万人 (失業率0.2~0.3%) 増加
2020年の所得を 4~15万円 (0.8~3.1%) 押下げ 世帯当たり 年2~3万円 (13~20%) 増加							
④先進国全体-25%・GDP当たり対策費用均等	05年比	-13~-23	-22~-23	-25~-27	-19~-28		
	90年比	-8~-17	-25	-30~-31	-7~-18		
⑤ストック+フロ一対策強化・義務付け導入	05年比	-21~-22	-27~-36	-25~-28	-38~-47	規制に加えて導入の義務付けを行い、新規導入の機器等を最先端に入替え。更新時期前の既存(ストック)の機器等も一定割合を最先端に入替え	2020年までの累積でGDPが 0.8~2.1% 押下げ
	90年比	-15	-29~-39	-29~-33	-29~-39		2020年で ±0~+8兆円 (-0.2~+7.9%) 30~49万人 (失業率0.5~0.8%) 増加
2020年の所得を 9~39万円 (1.9~8.2%) 押下げ 世帯当たり 年6~8万円 (35~45%) 増加							
⑥先進国一律-25%	05年比	-30				新規・既存のほぼすべての機器等を義務付けにより最先端に入替え。また、炭素価格付けの政策により活動量(生産量)が低下	2020年までの累積でGDPが 3.2~6.0% 押下げ
	90年比	-25					2020年で -13~+11兆円 (-11.9~+12.5%) 77~120万人 (失業率1.3~1.9%) 増加
2020年の所得を 22~77万円 (4.5~15.9%) 押下げ 世帯当たり 年11~14万円 (66~81%) 増加							

平成 21 年 5 月 15 日

「地球温暖化対策の中期目標」に対する意見

大阪商工会議所

地球温暖化対策は、地球規模で積極的、継続的に取り組まなければならない課題であり、わが国も、国際的な貢献という観点に十分立脚して中期目標を決定すべきことは異論のないところであるが、その決定は同時に、今後長期にわたり国民生活や企業活動、とりわけ中小企業の経営に大きな影響を及ぼす極めて重要な政策課題でもある。こうしたことを踏まえ、大阪商工会議所としては、今般の中期目標の策定にあたり、次の 2 つの視点に十分留意し、中小企業をはじめ国民各層の理解と同意のもと決定されるべきと考える。

まず第 1 点は、「**国際的な公平性の確保**」である。

現在、わが国は京都議定書の第 1 約束期間における目標達成に向け、国を挙げて取り組んでいるが、そもそも京都議定書では、削減義務を負う国の CO₂ 排出量が世界の温室効果ガス排出量の約 3 割に留まり、米国や中国などの主要排出国が削減義務を負わないなど、各国の CO₂ 排出量と削減負担において公平性を欠いており、地球温暖化防止の実効性にも課題があると言える。

グローバル経済の下では、米国、中国、インドなどすべての主要排出国が参加し、発展段階など各国の状況に応じた公平な負担を担保する仕組みづくりが不可欠であり、わが国だけが厳しい目標を掲げることは“公平性の観点”から賛同できない。その点、今回の選択肢では、温室効果ガスを追加的に 1 トン削減するのに必要な「限界削減費用」という考え方が主として使われている。この考え方は、「GDP あたり」などの基準とは異なり、過去の省エネ努力なども反映された上で今後の変化分に焦点を当てることになり、“公平性の観点”から望ましいと言える。

第 2 点は、排出削減が経済成長や雇用に与える影響などを十分に考慮した上で実現可能な目標、即ち、「**環境と経済の両立**」の考え方から逸脱しない目標にすべきということである。

今回の 6 つの選択肢はいずれを選択しても、国民や企業にとって新たな負担が発生する。環境先進国としてのわが国の置かれた立場から思い切った目標設定が望ましいという意見もあるが、そうした目標設定は、生産拠点の海外移転、

雇用の喪失、海外クレジットの購入による国富の流出、その財源として国民の税負担増加につながる可能性が高く、とりわけ、わが国経済を裾野広く支える中小企業の経営に多大な影響を及ぼす恐れがある。わが国の経済が失速しては今後の技術革新等も進まなくなり、目標達成そのものが覚束なくなることは言うまでもない。まして、百年に一度と言われる未曾有の経済不況の中、事業活動の縮小や資金繰りの悪化に苦しんでいる中小企業の経営に、更なるマイナス要因が及ぶような厳しい目標設定は何としても回避すべきである。新たな目標設定に合わせて、むしろ、中小企業が前向きに省エネや温暖化対策に取り組めるような、インセンティブの高い各種の支援策を打ち出すことも必要と考える。

以上の考え方に立ち、今般の選択肢としては、過去の省エネ努力が反映される「限界削減費用」の指標を採用し、EU・米国等先進各国が提示している中期目標と限界削減費用が同等という視点に立脚する「**選択肢①**」がふさわしいと考える。

但し、新たな枠組みで合意するという困難な国際交渉の性格上、わが国が交渉をリードする役割を積極的に果たすことも重要との観点から、すべての主要排出国の参加と「限界削減費用」指標を用いた削減量の設定などの“公平性の確保”という条件が十分に担保されるのであれば、「**選択肢②**」を打ち出す余地はあると考える。ただ、その際は、**選択肢①**の場合以上に、中小企業に対する取り組み支援が必要となることは言うまでもない。

以 上